

研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書について

文 部 科 学 省

○研究開発成果の帰属とその利用に係る諸問題に関し、利用の促進を図る観点から、その取扱いに関する基本的な考え方を検討するため、知財や各分野の研究者等の有識者による検討会を局長の下に設置。

（主 査：小原 雄治 国立遺伝研究所教授、

副主査：牧野 利秋 弁理士・弁護士（元東京高裁判事）他14名）

○1月下旬より5月にかけて計6回の会合を開催し、議論・検討を行い、その結果を報告書として取りまとめ、5月17日に公表。

検討会報告書の主なポイント

◎帰属について

- ・公的研究機関（国立大学等、独法国研、特殊法人）の研究成果（特許等の知的財産権、マウスなどの有体の成果物など）は原始的には研究者に帰属すると考えられるものの、その利用を促進するために契約等により最終的には機関に帰属させることが適当。（但し、当該成果が利用された際の研究者への還元が前提。）

○国立大学での帰属の取扱い

- ・法人化までは現状の扱いとし、法人化後は原則として機関（大学）に帰属。

◎研究成果の利用について

- ・研究開発の場においては、簡素・明確な手続による移転により広い利用を図る。
- ・産業利用については、契約により利用を進め、その際、対価の公的研究機関・研究者への還元を行う必要がある。

今後の予定

- ・当該報告書については、関係機関に周知徹底を図り、各機関における研究成果の適切な管理・活用を求めることとする。
- ・その際、より簡素・明確な手続等実行可能なルールを現場関係者の意見も踏まえつつ作成する予定。

以 上

I 研究開発成果の帰属

1. 研究開発成果の帰属

(1) 原始的帰属

研究開発成果の創出は研究者の知的活動に基づくものであり、原始的には研究者に帰属。

(2) 利用を促進するための最終的な帰属*

研究開発成果の取引の円滑化、知的資産の蓄積と利用及び知的財産権等の活用のため、勤務規則・契約その他の定めにより公的研究機関に帰属させる。

(3) 管理

知的財産権、秘密の知的財産は公的研究機関が管理。その他の研究開発成果（生物遺伝資源、微生物、研究データ等）は研究者が管理。

(4) 共有

2. 研究者が異動した場合の帰属の変動

研究開発成果の取引の円滑化、知的財産権等の活用のため、一般的には帰属は変動しない。

* 法人化前の国立大学等については基本的に現状のままとする。

II 研究開発成果の利用 公的研究機関は体制を整備するとともに、知的財産を適切に保護。

1. 研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進

(1) 研究開発の場での広い利用と利用の制限

公的研究機関、研究者には研究開発の場で広く利用可能とする一方、知的資産蓄積等のための貢献を求める。

公衆の衛生を害する等特定の場合にはその利用を制限。

(2) 利用の手続・提供価格

公的研究機関の了承を得て、研究者の判断により利用を図る。円滑な流通を促進するよう簡素な手続とする。

公的研究機関、研究者による提供価格は実費を上限とする。

(3) 共有 共有に係る研究開発成果も研究開発の場で広く利用。

2. 知的財産の産業利用の促進

(1) 知的財産権等の実施（利用）の条件

最大限実施（利用）されるよう公的研究機関と第三者との契約により定める。

(2) 知的財産権等の実施許諾等を受けている者の実施（利用）の増進

事業活動の予見可能性を確保。事業活動の不当な制約は不可。

(3) 知的財産権等の実施許諾等を受けている者が不実施（利用）の場合の取扱い

実施許諾等の取り消し又は別の者への実施許諾等若しくは譲渡を許容。

(4) 対価の公的研究機関・研究者への還元

(5) 共有 公的研究機関の不実施補償を許容。

3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

(1) 知的基盤等の整備・提供と知的財産権による保護の両立

知的基盤等の整備と研究開発の場への提供のため、知的財産権を実施（利用）許諾。

(2) 知的財産権による保護と広い利用の両立

知的財産権による保護を図る一方、研究開発の場での広い利用を行う。

(3) 知的財産の秘匿と広い利用との両立

科学・学術的価値を有する知的財産は、研究開発の目的等を考慮して広く利用可能とするか、秘密にして産業利用を図るかを決定。

研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書概要

第1章 検討範囲

○公的研究機関の研究開発成果

(例：微生物、実験動物、材料サンプル、岩石試料等の有体物、
発明等の無体物)

第2章 研究開発成果の取扱いの現状と問題点

現状

○研究開発成果の帰属

○研究開発成果の利用

- ・研究開発成果の研究開発の場での広い利用
- ・知的財産の産業利用
- ・研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

ルールが総じて不明確

問題点

○新しい知の創造を図るという観点からみた問題

- ・研究開発成果の取引の阻害
- ・知的資産の蓄積と研究開発の場での利用の阻害
- ・知的財産の保護との両立の問題

○わが国経済を発展させるという観点からみた問題

- ・知的財産権等の実施（利用）が不十分
- ・知的財産創出のインセンティブ付与が不十分
- ・知的財産権によって保護された知的財産を事業として研究開発の場へ広く提供する場合の問題

第3章 研究開発成果活用の基本的考え方

○研究開発成果の帰属

- ・原始的には研究者に帰属
- ・利用を促進するため契約等により最終的に機関に帰属

○研究開発成果の利用

- ・体制の整備、知的財産の適切な保護
- 1.研究開発成果の研究開発の場での広い利用の促進
 - ・簡素・明確な手続による広い利用
 - ・広く利用可能とするための貢献を求める
- 2.知的財産の産業利用の促進
 - ・第三者の実施（利用）の増進と、不実施（利用）の場合の別の者への実施許諾等
 - ・実施（利用）による公的研究機関・研究者への対価還元
- 3.研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立
 - ・知的基盤等の整備・提供のための知的財産権の許諾
 - ・知的財産権による保護を図る一方、研究開発の場での広い利用を行う

第4章 研究開発成果活用の具体的なあり方